

1

次の文章を読んで、後記〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

【事実I】

1. Aは、自営業を営む者であり、Aには配偶者Bがいた（ABに子はない）。
2. Aは、2025年3月25日、C銀行α支店（以下、「C」とする。）との間で、普通預金口座（以下、「本件口座」という。）を開設し、500万円を入金した。
3. 当時、Bは、Dに対して500万円の貸金債務を負っており、同年4月25日に弁済期が到来することになっていたが、Bは弁済のための資金を有しておらず、そのことをDも承知していた。そこで、BとDとが協議して、本件口座から500万円を払い戻し、これをBのDに対する債務の弁済に当てることを計画し、BをAの代理人と定める旨の委任状を偽造した（以下、「本件委任状」という）。また、BとDは、Cの担当者Eが払戻しに疑問を覚え、直接Aに連絡することを予想して、払戻時にはAではなくDに連絡がいくよう、本件委任状の連絡先にDの携帯電話の番号を記載することとした。
4. 2025年4月21日、BがCを訪れ、本件口座に入金されている500万円の払戻しを依頼した。その際Bは、本件口座の通帳および印鑑（届出印）を持参しており、かつ、「Bを代理人と定め、一切の権限を委任する」旨の委任状（本件委任状。上記の通り、本件委任状は偽造されたものである。）をEに提出するとともに、被委任者確認のためにB名義の免許証および健康保険証（以下、「本件書類」という。）を提示した。なお、本件委任状は、精度が非常に高く、一見した限りでは偽造であることを見抜くことは不可能であったものとする。
5. Eは、Bの払戻し依頼に疑念を覚えたため、本人Aに確認するため、本件委任状記載の電話番号に連絡したところ、DがAを名乗って応答し、Bに委任した旨の回答がなされたため、Bからの払戻しの依頼に応じ、Bに500万円を交付した（以下、「本件払戻し」という）。本件払戻しを受けたBは、その足でDを訪れ、BのDに対する債務の弁済として、本件払戻しで受領した500万円をDに交付した。
6. 2025年4月25日、Aがオンラインで口座確認をしたところ、本件口座に残額がないことが判明した。そこでAは、Eに事情を聞いたところ、Bが代理人として本件払戻しを依頼してきたので、500万円を払い戻した旨の説明があった。

〔設問1〕

以上の【事実】1～6を前提にして、以下の問いに答えなさい。

Aは、Dに対して、500万円の返還を請求することができるか。なお、請求時においてDのもとに500万円は残存していたものとし、かつ、Dの預金口座に入金されることもなく、また他の現金からも隔離して保管されていたものとする。

【事実Ⅱ】上記【事実Ⅰ】に加えて、以下の事実があった。

7. Bは、従来から、歯科治療院Fに虫歯治療のために通院していたところ、Fから歯の噛み合わせが悪く、それが虫歯の原因になっている旨が伝えられ、噛み合わせの治療を勧められた。
8. Bは、Fからインビザライン治療（透明なマウスピース型の矯正装置を用いて歯並びを矯正する治療法。保険適用外の自由診療。）を勧められ、Fとの間で同治療をすることとした。Fからは、Bの矯正治療には200万円がかかる旨が提示され、Bはこれに承諾するとともに、本件委任状および本件書類を提示し、Aを債務者とする歯科治療にかかる契約を締結した（以下、「歯科治療契約」という）。
9. 2025年5月1日、BはFにおける歯科治療契約にかかる一連の治療が完了した。同日、BはFからの帰宅途中での交通事故により死亡し、Aが単独相続した（単純承認したものとする）。
10. そこで、FがAに対して、歯科治療契約にかかる200万円を請求したところ、Aは支払いを拒絶した。

〔設問2〕

以上の【事実】1～10を前提として、Fの請求は認められるか。

2

【設問1】下記の事例においてXが財布を持ち去った行為につき、①窃盗罪が成立するという結論を導く場合、②占有離脱物横領罪が成立するにとどまるという結論を導く場合のそれぞれにつき、どのような立場からいかなる検討を経ることになるのか、分かり易く説明しなさい。

Xは人通りの少ない道を歩いていた際に、以前から折り合いが悪かったAと偶然出くわした。Xは無視してAの脇を通り抜けようとしたが、AがXの前方の進路を塞ぐ形で立ち止まり、「俺を無視して逃げようってか。いい度胸だな」などと言って睨みつけてきた。Xは事を荒立てるつもりはなく、Aをかわして脇をすり抜けようとしたが、その都度同人が前方に立ち塞がってきたため、できなかった。Xは憤り、「邪魔だ、どけ」と叫びながら、上半身をかがめてタックルの姿勢でAの腰の辺りを目掛けて体当たりしようとしたところ、Aは急にXが突進してきたために慌てて体勢を崩し、前方に転倒して路面に顔面を強打し、意識を失って動かなくなった。

Xはまったく動かないAの様子を見て死んでしまったものと誤信し、目撃されたり通報されたりしないうちに逃げようと思ったが、ふと足元を見ると、Aが転倒した際に着衣のポケットに入れていた財布が飛び出して路上に落ちているのを見つけた。Xがこれを手に取って中身を確認したところ、現金5万円が入っていたため、これを自分の借金返済に充てようと思い、財布を持ったまま走り出してその場を離れた。なおAは傷害を負ったものの、命に別状はなかった。

【設問2】下記の事例におけるXの罪責について論じなさい。

Xは殺害の意図をもって、所携のロープをAの頸部に巻き付け、強く絞めた結果、同人が意識を失って動かなくなったため、この時点で死亡したと考えた。そこで犯行の発覚を防ごうとして、Xは動かないAの体を自動車に乗せ、運転して山中に運び、人目につきにくい適当な場所で、積んできたスコップを用いて穴を掘り、その中にAを埋めて放置し、帰宅した。Aは死亡したが、解剖の結果、実は山中に運ばれた時点ではまだ生きており、穴に埋められた際に窒息死したことが判明した。

1

次の問題に答えよ：

国籍法 11 条 1 項は、外国籍を自らの意思によって取得した場合には、自動的に日本国籍を喪失すると定めている。

同条の立法目的については、個人は一つの国籍のみを有するという考え方に基づいて、いわゆる重国籍の発生とそれがもたらす様々な弊害を防止するものであること、および、同時に個人に対して国籍選択の自由を保障すること、が指摘されている。

これに対して、国籍法 14 条は、出生によって外国籍を取得している状態で、さらに日本国籍を取得して重国籍となった場合については、一定の期間にわたって重国籍であることを容認しており、かつ、外国籍を取得するか否かについて当人に選択の機会が与えられている。したがって、この場合には、国籍法 11 条 1 項の場合とは異なり、日本国籍を自動的に喪失するわけではない。

さらに、国籍法 11 条 1 項をめぐっては、例えば感染症が世界的かつ長期間にわたって拡大した場合に、国籍国から出身国に戻って家族のケアをしようとしても、出身国の国籍がないために長期間にわたって滞在することができない、などの問題が指摘されている。

以上の事情を踏まえたうえで、国籍法 11 条 1 項の規定が、憲法 14 条 1 項に違反するか否かを論じなさい。なお、日本国憲法のそれ以外の条文との関係は、論じる必要はない。

《参考条文》

国籍法 11 条 1 項「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」

同法 14 条「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。」

以上

1

（1）以下の(a)～(c)の記述について、法令・判例に照らして正しければ○、誤っていれば×を付したうえで、それぞれ3行以内でその理由を述べなさい。必要に応じて条文（番号）を摘示すること。なお、以下はすべて株式会社に関するものである。

(a) 吸収合併契約が株主総会で適法に承認された場合であっても、合併比率が著しく不公正な場合には、吸収合併消滅会社の株主は吸収合併をやめることを請求することができる。

(b) 株主総会での取締役選任決議がなく、取締役としての職務を行っていない者であっても、その者の氏名が取締役として登記され、かつ、その者が登記申請に際して就任承諾書に押印をして交付する等の行為をしていれば、会社法429条1項の責任を問われうる。

(c) 株式の譲渡につき会社の承認を要する株式を発行する会社は公開会社ではない。

（2）以下の設例を読んで、〔問〕に答えよ。

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という）は、鮮魚店を複数経営する、普通株式のみを発行する取締役会と監査役を設置する株式会社である。甲社の取締役は4名であり、Aが代表取締役社長、Bが営業担当の代表取締役副社長、他の2名はいわゆる平取締役である。甲社は対外的な取引の決済権限について内規を有しており、①1件1億円以上の取引は取締役会の決定、②1件1000万円以上1億円未満の取引は社長決裁、③1件1000万円未満の取引は各担当取締役決裁、と定められていた。また、甲社定款には以下の定めがある。

第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鮮魚、貝類、塩干物の加工および販売
2. 寿司、米飯の製造および販売
3. 惣菜食品の製造および販売
4. 水産物の輸入、卸売りおよび販売
5. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品の輸入、卸売りおよび販売
6. 前各号に付帯する一切の業務

2. Bは独断で、自らの借金返済の原資を得るために商品を不正に転売する目的で、「甲社取締役副社長B」の名を用いてコンピュータ販売会社である乙株式会社（以下、乙社という）との間で、タブレット端末50台を総額1500万円を購入する契約を締結した。Bは、タブレット端末が乙社から納品されると即座にこれを転売して代金を着服し、自身の借金の返済にあてた。後日、乙社が甲社に請求書を送付したところ、甲社は支払いを拒絶した。

〔問〕甲社が乙社に対して主張すると考えられる支払拒絶の法律構成を示したうえで、その当否を論ぜよ。Bと乙社の間に通謀や共謀はないと考えて良い。

1

Xは、その父であるA（故人）の友人であったBから売買により甲地を譲り受けたとして、Y（Xの兄。Aの相続人はXYのみである。）を被告として、Xが甲地の所有権を有することの確認を求める訴えを提起した（この訴えに係る訴訟を、以下「前訴」という。）。前訴において、Xは、甲地につき上記売買による所有権の取得のみを主張し、Aの死亡による相続の事実は主張していない。他方、Yは、甲地はYがAから贈与を受けて単独所有しているものであると主張して、BX間の売買契約の存在を争い、請求の棄却を求めた。

裁判所は、前訴について審理の結果、甲地をBから譲り受けたのはAであり、Xではないとして（ただし、AからYへの贈与契約も認められないとした）、請求棄却の判決をし、その判決は確定した。その後、XがYと遺産分割協議を始めたところ、Yは甲地の遺産帰属性を否定して単独所有権を主張したため、Xは、甲地をAから共同相続したことを理由に、Yに対して、甲地の持分権の確認を求める訴えを提起した（この訴えに係る訴訟を、以下「後訴」という。）。この後訴において、Yは、前訴判決の既判力により、Xの共有持分取得原因の主張は遮断されると主張した。

〔設問〕 あなたが後訴原告Xの訴訟代理人であるとして、既判力の効力に関する上記Yの主張に反論する理論構成を検討しなさい。

以上

1

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

1 被告人Xは、「社会福祉事業のための募金と称して通行人らから寄附金を集め現金をだまし取ろうと企て、……通りかかったVに対し、『恵まれない人の援護をしておりますので寄附をお願い致します』などと申し向けて、Vをして……有意義に使用されるものと誤信させ、……Vから寄附金名目で現金1,000円の交付を受けてこれを詐取したほか、同様の方法により……前後202回にわたり、現金合計201,500円を詐取したものである」という詐欺の公訴事実（以下「本件事実」）によって公訴を提起された。

公判におけるXは、Vからの現金の受領を事実として認めただうえで、「受けとったお金は、すべて社会福祉のためにおこなう宗教活動（祈祷によって恵まれない人の幸せを実現するという活動）に要する費用にあてるつもりであった。詐欺の犯意はなかった」という供述をおこなって、無罪を主張した。

2 検察官Pは、裁判官によって作成された判決書の謄本（以下「本件書面」）の証拠調べを請求した（なお、この請求はXの前科調書などと併せてなされた）。本件書面は、5年前に起訴された詐欺の被告事件について、Xを有罪とする判決（確定したもの）の謄本であって、その「罪となるべき事実」の内容は、社会福祉事業を用途とする寄付金の名目でWその他の数十名から10万円弱の現金を詐取したという詐欺（以下「本件前科」）であった。この証拠調べの請求に対して、Xの弁護人は不同意の意見を述べた。

【設問】

本件書面の証拠能力に関して、以下の①および②の観点に分けて、具体的事実を挙げて論じなさい。

- ① 本件書面によって本件前科の存在が証明できるという前提に立ったうえで考えると、本件前科の存在から本件事実を推認するための証拠として、本件前科にかかる本件書面を使用することは、裁判所において許されるのか。
- ② 伝聞法則のもとで本件書面を採用することは、裁判所において許されるのか。